塩釜商工会議所「チラシ広告折り込みサービス」利用規程

(目的及び利用対象者)

第1条 このサービスは、塩釜商工会議所会員事業所の事業 P R や販路拡大などに資することを目的とするため、塩釜商工会議所会員以外の利用は認めない。但し、 行政または公的団体はこの限りではない。

(利用基準等)

第2条 このサービスは、「しおがま会議所ニュース」に会員企業のPRや販売促進の ためのチラシ等を折り込みするものであり、折り込みするチラシ等の内容及び 当該書類等について、または、作成責任を有する企業などに対して信用を供与 するものでない。

なお、下記事項を遵守するものとする。

- 1)公序良俗に反しないこと。
- 2) 関係法規に違反しないこと。
- 3) 政治性、宗教性がないこと。
- 4) 虚偽、または誤認される恐れがないこと。
- 5) 他の会員、消費者への不当な不利益を与える恐れがないこと。
- 6) その他、当該サービスの運用上不適当な事項がないこと。
- 2. 折り込み物の内容については、事前にサンプルを添えて申込みをするものと し、前条に反する、或いはその理由により不適当と認められた場合、本サービ スを利用する事は出来ない。

なお、サービス実施予定日において、止む得ない事情が生じた場合、当該実施日を繰り延べる事がある。

3. このサービスの実施にあたっては、原則1事業所1枚までとする。塩釜商工会議所が自ら折り込みするチラシ等が優先となるため、折り込み日が希望にそえない場合がある。また、折り込みの順番も順不同で希望にはそえない。

(チラシ等の内容に関する責任)

第3条 チラシ等の内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。

(事業利用に関するトラブルの対応)

第4条 このサービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。 また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について塩釜商工会議所 は一切の責任を負わない。

(利用料金等)

第5条 チラシ折り込み料金については、別表に定める料金体系とし、チラシ等の納品時に納入すること。

(チラシ等の大きさ)

第6条 「しおがま商工会議所ニュース」に折り込みするチラシ等は、原則として、 A3版とA4版とするが、A3版の場合は、2つ折にした状態で納品すること とする。

(チラシ等の納品部数と納品日)

第7条 「しおがま商工会議所ニュース」に折り込みするチラシ等は、各自で必要部数(会員数の増減により異なるため都度確認のこと)を、折り込み希望日の10日前までに用意し、塩釜商工会議所に納品をする。もし定める期間までに納品が間に合わない場合は、いかなる理由においても封入できない。なお、残部が生じても原則返却はしない。

(利用申込み)

第8条 この利用規程に同意した場合は、別添申込書を記入して折り込み希望日の 30日前までに担当部署へ申込をすること。

附則:本規程は平成28年7月1日から施行する。

別表

塩釜商工会議所「チラシ広告折り込みサービス」料金

利用者	大きさ	料金(税抜)
会員事業所	A 4 版	20,000円
	A 3 版	30,000円
行政関係 公的団体等	A 4 版	8,000円
	A 3 版	12,000円

※折り込みチラシの形状に関する注意

- ① 紙製にものに限る
- ② 原則厚さは上質紙と同等程度